

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	尾田蒔地区(旧井森、中郷・坊平、西蒔、東蒔、中蒔田・戸井ノ口地区) (井森、中郷、坊平、西蒔、東蒔、中西、中東、中下、一渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区のほとんどは基盤整備実施済の高機能な水田がであるが、高齢化や後継者不足により農地利用に問題が生じている。周辺の畑を含め、農業法人や担い手への集約化を進めるなど、農地利用の最適化をすすめる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の経営主体を中心に、水稻、主穀複合・野菜(施設・露地)などの生産を図り、基盤整備した田は農地中間管理機構への貸し付けをすすめ、担い手や農業法人への集積・集約を図り、地域の農業を守っていく。収益を上げるためにハウスを増やしたり、地元水利組合とより一層協力・調整していくなど、地域の農業を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理事業の重点実施地区に指定されていることから、原則として基盤整備した田は機構へ貸し付けるなど、機構を通じた貸し付けを進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 引き続き集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 基盤整備済であり、修繕等を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置などにより鳥獣対策を図る。
 ③スマート機器の導入を進め、効率化を推進する。
 ⑦多面組織と協力して保全管理をすすめる。